

年金受け取りのお得なお知らせです！



年金受け取り



6大特典キャンペーン

取扱期間

令和3年

4月1日(木)

～令和4年

3月31日(木)

JA東京スマイルで、公的年金等をお受け取りいただくと、

特典がいっぱい！



©よりぞう

特典1

JA年金プラス 定期貯金

店頭表示金利 **+** 年 **0.1%** 上乘せ

■組合員：上限500万円
■その他の方：上限300万円

期間：1年

上記の上限金額を超えて、お預け入れをされた方には

さらなる特典

セカンドライフ 定期貯金

店頭表示金利 **+** 年 **0.05%** 上乘せ

■組合員：上限500万円
■その他の方：上限300万円

期間：1年

特典2

定期積金 きらめき

店頭表示金利 **+** 年 **0.1%** 上乘せ

■掛金：月10,000円
■募集口数：300口

期間：2年

※取扱期間中であっても、募集口数に達した場合には、お取扱いを終了させていただきます。

特典3

誕生月に
プレゼント
進呈

特典4

年金振込日に
ご来店
プレゼント

特典5

「年金のお友達ご紹介特典」で
プレゼントを進呈

特典6

ご契約者様に
プレゼントを進呈

※詳しくは、裏面をご覧ください。

詳しくは、JA東京スマイルの窓口へお気軽にお問い合わせください。

地域に笑顔と豊かな暮らし

JA東京スマイル

<https://www.ja-tokyosmile.or.jp> JA東京スマイル 検索



足立支店 TEL.03-3887-7501
高野支店 TEL.03-3890-5732
伊興支店 TEL.03-3899-6262
花畑支店 TEL.03-3885-6411
皿沼支店 TEL.03-3853-1231

北綾瀬支店 TEL.03-3628-2211
葛飾支店 TEL.03-3602-6261
柴又支店 TEL.03-3657-4131
水元支店 TEL.03-3609-3596
奥戸支店 TEL.03-3694-3711

江戸川支店 TEL.03-3652-3101
新葛西支店 TEL.03-3804-7071
鎌田支店 TEL.03-3670-0231
鹿骨支店 TEL.03-3670-0237

JA年金プラス定期貯金 一商品概要一

商品名	スーパー定期貯金<単利型> 愛称:「JA年金プラス定期貯金」	
ご利用いただける方	公的年金等を当JAで受給されている方、当JAに変更手続をされた方	
期間	定型方式 1年(自動継続扱い・一般式)	
取扱期間	令和3年4月1日(木)～令和4年3月31日(木)	
預入方法	(1) 預入方法…一括預入・証書式または通帳式 (2) 預入金額…お一人様累計500万円まで 組合員 〃 300万円まで 組合員外 (3) 預入単位…1円単位	
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。	
利息	(1) 適用金利…店頭表示金利に年0.1%上乗せ 自動継続後の適用金利は、【スーパー定期貯金<単利型>】の自動継続時の店頭表示金利を当該満期日まで適用いたします。 (2) 計算方法…付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 (3) 税金…20.315%(国税15.315%、地方税5%)※分離課税。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 (4) 金利情報…金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。	●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、本JA本部・支店または金融部(電話:03-5680-8945)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 □東京弁護士会 紛争解決センター 電話:03-3581-0031 受付日 月～金9:30～12:00、13:00～15:00(祝日、年末年始を除く) □第一東京弁護士会 仲裁センター 電話:03-3595-8588 受付日 月～金10:00～12:00、13:00～16:00(祝日、年末年始を除く) □第二東京弁護士会 仲裁センター 電話:03-3581-2249 受付日 月～金9:30～12:00、13:00～17:00(祝日、年末年始を除く) 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という。)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
手数料	-	
付加できる特約事項	マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。	
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ①6か月未満……………解約日における普通貯金利率 ②6か月以上1年未満…約定利率×50%	●保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
貯金保険制度(公的制度)		●保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
その他参考となる事項		自動継続を停止した場合、満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

セカンドライフ定期貯金 一商品概要一

商品名	スーパー定期貯金<単利型> 愛称:「セカンドライフ定期貯金」	
ご利用いただける方	JA年金プラス定期貯金の上限額までご利用されている方	
期間	定型方式 1年(自動継続扱い・一般式)	
取扱期間	令和3年4月1日(木)～令和4年3月31日(木)	
預入方法	(1) 預入方法…一括預入・証書式または通帳式 (2) 預入金額…お一人様累計500万円まで 組合員 〃 300万円まで 組合員外 (3) 預入単位…1円単位	
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。	
利息	(1) 適用金利…店頭表示金利に年0.05%上乗せ 自動継続後の適用金利は、【スーパー定期貯金<単利型>】の自動継続時の店頭表示金利を当該満期日まで適用いたします。 (2) 計算方法…付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 (3) 税金…20.315%(国税15.315%、地方税5%)※分離課税。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 (4) 金利情報…金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。	中途解約時の取扱い 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ①6か月未満……………解約日における普通貯金利率 ②6か月以上1年未満…約定利率×50%
手数料	-	
付加できる特約事項	マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。	
貯金保険制度(公的制度)		●保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
その他参考となる事項		●苦情処理措置 上記の【JA年金プラス定期貯金】の「苦情処理措置および紛争解決措置の内容」の苦情処理措置と同じ。 ●紛争解決措置 上記の【JA年金プラス定期貯金】の「苦情処理措置および紛争解決措置の内容」の紛争解決措置と同じ。 自動継続を停止した場合、満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

定期積金煌めき 一商品概要一

商品名	定期積金<定額式> 愛称:「定期積金煌めき」	
ご利用いただける方	公的年金等を当JAで受給されている方、当JAに変更手続をされた方	
期間	2年	
取扱期間	令和3年4月1日(木)～令和4年3月31日(木) 取扱期間中であっても、募集口数(JA東京スマイル全店で300口)に達した場合には、お取扱いを終了させていただきます。	
払込方法	(1) 払込方法…契約期間内で掛金を分割して払込みいただけます。 掛込周期は1か月とします。 (2) 払込金額…1回あたり10,000円を1口とし、最大で5口を限度 (3) 払込単位…1円単位	
払戻方法	約定の回数回の掛金の払い込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。	
給付補填金	(1) 適用利回り…契約時の店頭表示金利に年0.1%を上乗せし、満期日まで適用します。 (2) 支払頻度…満期日以後一括して支払います。 (3) 計算方法…計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 (4) 税金…20.315%(国税15.315%、地方税5%)※分離課税。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 (5) 金利情報…金利(約定利回り)は店頭の金利表示ボードに表示しています。	中途解約時の取扱い 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。 (1) 初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 (2) 初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合 [契約時の約定利回り×60%] [ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。]
手数料	-	
付加できる特約事項	普通貯金等からの自動振替による払い込みができます。	
貯金保険制度(公的制度)		●保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
その他参考となる事項		●苦情処理措置 上記の【JA年金プラス定期貯金】の「苦情処理措置および紛争解決措置の内容」の苦情処理措置と同じ。 ●紛争解決措置 上記の【JA年金プラス定期貯金】の「苦情処理措置および紛争解決措置の内容」の紛争解決措置と同じ。 ・払い込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り(年365日の日割計算)の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が掛込日に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。